**集会アピール（第１回～第４回）**

**第１回　「津久井やまゆり園事件を考える」1.26神奈川集会**

**・2017．1.26（木）13：00～16：30かながわ県民センターホール**

**・参加者：３５０名**

**『津久井やまゆり園事件を考える』1.26神奈川集会アピール**

　障害のある人19名の命がうばわれ、27名が傷つけられた津久井やまゆり園の事件から6ヶ月がたちました。神奈川県は、入所している人の家族と、運営をになっている法人からだされた「おなじところに、おなじ大きさのあたらしい施設を建てなおしてほしい」という意見をとりいれて、その計画をすすめています。

　　県は、その計画について、1月10日に公聴会（意見を聞く会）をおこないました。県の建てなおし計画では、入所している人たちの希望をていねいにきくことをおこなっていません。この会では、そのことについて多くの団体から意見がだされました。

　ところが、1月10日の県の説明では、公聴会は今回だけで、多くの団体からだされた意見にも「回答しない」とのことでした。

　私たちは、意見を聞くために開かれた公聴会でだされた意見について、きちんと検討し、計画に生かしていただきたいと思います。

　私たちは、津久井やまゆり園で犠牲となった人たちの思いを今後に生かしていくためにも、入所者ひとりひとりの希望をていねいにきき、これから何をすべきなのかを検討する必要があると考えます。

　事件をおこした元職員は「障害者なんていなくなればいい」と考えていました。障害のある人をおとっている人とし、おとった人はいなくていいという考え（優生思想）です。なぜ、「障害者なんていなくなればいい」と思うようになったのでしょうか。

　衆議院議長にあてた手紙には「保護者の疲れ切った表情、施設で働いている職員の生気の欠けた瞳・・」「車イスに一生縛られている気の毒な利用者も多く存在し、保護者が絶縁状態にあることも珍しくありません。私の目標は重複障害者の方が・・・・・・保護者の同意を得て安楽死できる世界です。」「障害者を殺すことは不幸を最大まで抑えることができます。」と書かれています。

　　元職員は、障害の重い人が暮らせるように社会を変えなければならないと考えるのではなく、「障害があることが不幸をつくりだしているので、障害者をなくそう」と考えたのではないでしょうか。

　このようなまちがった考えをもつようになったのは、障害の重い人たちが地域で暮らしつづけることができず、家族もつかれきってしまい、入所施設にはいるしかなかった現実があったからです。この現実は、今もなくなっていません。

　　私たちは、障害の重い人たちが入所施設をでて、生き生きと地域の中で暮らせる神奈川県をつくることこそが必要であると考えます。それがとりもなおさず、事件をおこした元職員の考え方やおこなった行為が、まちがいであったことを明らかにすることなのです。

　神奈川県内さまざまな地域から、やまゆり園に入所しなければならなかった方々にたいして、神奈川県全域の各自治体、事業所など、みんなで力をあわせて、入所している人たちひとりひとりが、暮らしたいと思う地域で暮らしていけるようにすることを、めざさなければならないと考えます。

　　入所者それぞれが希望する生活を実現するために、やまゆり園の入所者の希望をていねいにききとり、計画をつくることを、私たちは神奈川県にもとめます。

　神奈川県はやまゆり園の事件のあと、「ともに生きる社会かながわ憲章」をつくりました。その中には「だれもがその人らしく暮らすことのできる地域社会の実現」が掲げられています。

　「障害のある人たちとともに生きる」神奈川県をつくるために、ここに集まるすべての関係者、この集会に賛同した多くの人たちが、それぞれの立場で、いっしょうけんめいに努力することを、ここに誓います。

　2017年1月26日

集会参加者・賛同者一同

『津久井やまゆり園事件を考える』1.26神奈川集会実行委員会

**第２回　「ともに生きる社会かながわ」を考える7.26神奈川集会**

**・2017．7.26（水）13：00～16：30男女共同参画センター横浜**

**・参加者：３５０名**

**「ともに生きる社会を考える」７．２６神奈川集会アピール**

**～だれもがその人らしく暮らすことのできる地域社会の実現にむけて～**

　「障害者なんていなくなればいい」「障害者は不幸を産み出すことしかできない」という考え方（優生思想）をいだいた元職員により、障害のある人19名の命がうばわれ、27名が傷つけられた津久井やまゆり園事件から一年がたちました。

この一年、なぜこのような事件が起きてしまったのか、津久井やまゆり園をどのような形でつくりなおす必要があるのか、二度とこのような事件を起こさないためには、どのような取り組みが必要なのかを考えてきた一年でした。

　今、入所施設にいる人たちやその家族は、はじめから希望して入所施設をえらんだわけではないと思います。地域でらしつづけるために必要な支援がえられず、社会からの差別や偏見等に追いつめられ、地域生活が困難になって、やむなく入所施設に入るしかなかったのではないかと思います。

　1月26日の集会アピールで、私たちは神奈川県に、本人の意思を確認することなく津久井やまゆり園をつくりなおす計画を進めないでほしいという意見を出しました。

自分の意思を言葉にあらわすことが難しい人たちにとって、親や家族の意見を聴くことは大切です。でも親の意見は、かならずしも本人の意向と同じとは限りません。

これは障害のない人の場合でも同じです。障害のあるなしにかかわらず、人はさまざまな経験をしながら成長し、いろいろな選択肢の中から自分の希望を選んでいきます。

ところが、障害のある人たちは、さまざまなことを経験する機会、どのような選択肢があるかを知る機会が少ない環境におかれています。

それでも年月とともに、福祉のあり方や法律なども変わり、地域の中で暮らせる場所やしくみが増えてきています。

いままで地域で暮らすことはできないと思われていた人たちも、地域での暮らしができるかもしれないのです。一人ひとりの意思を確認するためには、地域でのいろいろな暮らし方を体験して、その人にあった暮らし方を選べるようにしていくことが必要です。

その方法について、国は今年の３月末に「意思決定支援ガイドライン」を示しています。ガイドラインでは、どのような時に、どのようなやり方でその人の意思を確認する必要があるか示しています。一人ひとりの意思を、ガイドラインにそって、ていねいに確認していく支援が必要と考えます。

障害のある人たちが自分の暮らし方を、自分で選べる状況になってはじめて、「ともに生きる社会」になったと言えます。神奈川県をあげてそうした取り組みをすすめることこそが、あの恐ろしい事件で奪われ、傷つけられた命を大切にすることにつながるのではないでしょうか。

日本は2014年に「障害者権利条約」をむすびました。「障害者権利条約」というのは、障害のある人たちの権利を守ることについて世界で決めている国際条約です。その人が望めば、自立し、社会に参加する権利があることを示したものです。

その条約の中には、障害のある人一人ひとりが、誰と、どこで、どのように暮らすかを選択することが権利として認められていること、その選択を実現するために必要なサービスを受けられることが書かれています。

入所施設が、障害のある人たちを地域社会から遠ざけてしまう場にならないように、これまでもあり方の検討がおこなわれてきましたが、今まで以上に、そのあり方が問われています。

　神奈川県が「ともに生きる社会かながわ憲章」にかかげている「だれもがその人らしく暮らすことのできる地域社会」を実現して、「障害のある人たちとともに生きる」神奈川県をつくる努力をすることが求められています。

ここに集まるすべての関係者、この集会に賛同した多くの人たちが、県民の皆さんと手をたずさえて、それぞれの立場で、いっしょうけんめいに努力することを、ここに誓います。

平成29年7月26日

「ともに生きる社会を考える」7.26神奈川集会 参加者・賛同者一同

**第３回　「ともに生きる社会」を考える神奈川集会2018**

**・2018．7.28（土）12：30～16：50神奈川県社会福祉会館**

**・参加者：１５０名**

**「ともに生きる社会を考える」神奈川集会2018アピール**

**～だれもがその人らしく暮らすことのできる地域社会の実現にむけて～**

　「障害者なんていなくなればいい」「障害者は不幸を産み出すことしかできない」という考え方をいだいた元職員により、障害のある人19名の命がうばわれ、27名が傷つけられた津久井やまゆり園事件から二年がたちました。

　この二年間、私たちは犠牲となった人たちの思いを忘れることなく、「障害がある人もない人もともに生きる社会の実現」をしなければならないと考えてきました。

元職員は、なぜこのような事件を起こしたのでしょうか。この人は特別な考え方を持った人だったのでしょうか。

津久井やまゆり園の事件は、「生きる価値のある人」と「生きる価値のない人」をわけて、「生きる価値のない人」は生きている意味がないという考え方（優生思想）によっておこなわれたものです。

事件を起こした元職員の考え方は、特別な人が考えたことではすまされません。「生きる価値のある人」と「生きる価値のない人」をわける考え方は、私たちの社会の中にも、私たち一人一人の心の中にもあるからです。

かつて日本には優生保護法という法律がありました。これは、国が障害のある人を「劣っている人」とし、「劣っている人が生まれないようにする」ことを決めた法律です。その法律によって、障害のある人たちは子供ができないように強引に手術(優生手術)を受けさせられた歴史がありました。

最近、この優生手術を強制的に、あるいは知らないうちに受けさせられた人たちが声をあげ、たたかいはじめています。

これまで優生手術を認めてきた社会のあり方をあいまいにせず、その考え方とどのように向き合い、克服しようとするのかが私たちに問われています。

また、日本は国連の「障害者権利条約」を守ることを約束している国です。「障害者権利条約」というのは、障害のある人たちの権利を守ることについて国連で決めている国際条約です。その人が望めば、自立し、社会に参加する権利があることを示しているものです。

障害者権利条約を守り、「ともに生きる社会」を実現するためには、どのような障害があっても、その人が望む暮らし方を選べるようにしなければなりません。そのための具体的な方法が積み重ねられ、地域での生活を実現するための支援が進められることが大切です。

入所施設については、計画的に規模を小さくし、地域での生活を支えるために必要な支援をおこなうところでなければならないと考えます。

　神奈川県が「ともに生きる社会かながわ憲章」にかかげている「だれもがその人らしく暮らすことのできる地域社会」を具体的に実現していくことは、優生思想と向き合うきびしい取り組みです。

きびしくても「ともに生きる社会の実現」に向けての地道な取り組みを積み重ねていくことが、私たちの進むべき道だと考えます。

私たちは、ここに集まるすべての関係者、この集会に賛同した多くの人たちとともに、どんなにきびしい道のりでも「障害のある人もない人もともに生きる」神奈川県をつくる努力をすることを誓います。

平成30年7月28日

「ともに生きる社会を考える」神奈川集会2018参加者・賛同者一同

第４回　「ともに生きる社会」を考える神奈川集会2019

・2019．7.27（土）12：30～16：20横浜市健康福祉総合センター

・参加者：２８０名

**「ともに生きる社会を考える」神奈川集会201９アピール**

**～私たち抜きに私たちのことを決めないで！～**

障害のある人19名の命がうばわれ、27名が傷つけられた津久井やまゆり園事件から三年がたちました。昨年度、事件が起きた施設は解体され、現在は、「津久井やまゆり園再生基本構想」に基づいた施設整備が進められています。また、やまゆり園への入所から、地域の中のグループホームや通所施設で新しい生活をはじめた人たちもいます。

私たちは、津久井やまゆり園事件後、二つのことを中心に主張してきました。

一つは、この凄惨な事件の引き金となったのは、「人の命を価値ある者と価値のない者に分けていく」優生思想という考え方であり、今もこの社会の中に広がりつづけていることを忘れてはならないということです。ひきつづき、優生思想に向きあっていくとりくみを継続することの必要性が求められています。

もう一つは、どのような障害がある人たちも、地域の中で普通の生活をおくる権利があるということ。障害のある人たち一人ひとりにたいして、どこでどのように生活したいかという意思を確認する取り組みをおこなう必要があること。そして、その選択を可能にするためにグループホーム、通所先等、地域にある資源の量と質の整備に取り組むことが求められているということです。

なかでも、障害のある人の意思を確認することなく、まわりの人がその人のことを決めてしまうことを、やまゆり園の再建の過程でやってはならないと考え行動してきました。

国は平成29年3月に「障害福祉サービスの提供に係る意思決定支援ガイドライン」を作成し、全国自治体に通知しています。

そのガイドラインの趣旨として、障害者総合支援法においては、障害者本人が、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されることを規定し、事業者にたいして障害者等の意思決定の支援に配慮するよう努めることなど、意思決定支援を重要な取り組みとして位置づけています。

しかし、現実には、これまで、自分のことを自分で決める機会をもたないまま入所施設という枠組みの中で、長期間生活している人たちがたくさんいます。これまで、自分の考えを表明する機会をもてなかった人たちに、突然、「どうしたいですか」、「どちらがいいですか」、と問いかけても、自分の意思を表明することは難しいことと考えます。意思決定支援＝その人の意思に耳を傾けるには、長い時間をかけて向きあうことが必要な場合が多くあります。

これから、新しい津久井やまゆり園ができて、その施設に入所した人たちを「入所施設を希望した人」と分類しておわりとすることなく、どこでどのような暮らしをしたいのかを問いつづけるとりくみが継続されなければならないと考えます。

津久井やまゆり園事件がもたらしたものが、地域生活を希望する人と、入所施設を希望する人にふり分けておわることのないように、私たちはこれからもずっと、見守っていきたいと思います。

入所施設にいる人たちが、入所施設という枠の中で過ごすだけではなく、地域の通所先に通所し、グループホームや一人暮らしをはじめとする地域の生活を体験する機会を設けながら、時間をかけてその人の意向を聞く取組を、神奈川県が継続することを要望します。

また、その人が希望すれば地域での暮らしをいつでも選択することができるためには、まだまだグループホーム等、安心して暮らせる場は不足しています。神奈川県が、希望した人たちが希望する地域で暮らせるようにしていくためのとりくみをすすめることを強く要望します。

神奈川県が「ともに生きる社会かながわ憲章」にかかげている「誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会」を具体的に実現していくことは、厳しい取り組みです。

厳しくても「ともに生きる社会の実現」に向けての地道なとりくみを積み重ねていくことが、私たちの進むべき道だと考えます。

私たちは、ここに集まるすべての関係者、この集会に賛同した多くの人たちとともに、「障害のある人もない人もともに生きる」神奈川県をつくる努力をすることを誓います。

2019年7月27日

「ともに生きる社会を考える」神奈川集会2019参加者・賛同者一同